

# 全国林業労働力確保支援 センター協議会設立趣意書

## 1. 全国林業労働力確保支援センター協議会設立の趣旨

我が国林業を巡る状況が、林業経営の収益性の低下、山村地域における過疎化・高齢化の進行など極めて厳しい状況にある中で、特に若年層を中心として林業労働力の確保が困難な状況となっている。

このような状況に対処するため、新たに林業労働力の確保の促進に関する法律が制定されたところであり、この法律に基づき、各都道府県において指定される林業労働力確保支援センター（以下、「支援センター」という。）は、今後における林業労働力確保対策の中核として組織の発展と事業の充実が大いに期待されるところである。

一方、支援センターは、都道府県を単位として事業を展開することとされているが、林業労働力の確保を図るためには、各支援センターの連携協力の下に全国規模での活動を行うことが必要と考えられる。また、

各支援センターの事業の充実及び円滑な運営のための連絡調整、情報交換の場が必要と考えられる。

以上の観点から、各支援センター相互の連携協力を図る全国林業労働力確保支援センター協議会（以下、「協議会」という。）を設立しようとするものである。

## 2. 協議会の目的

各支援センター相互の連携協力を図ることによって林業労働力の確保を促進し、もって林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的とする。

## 3. 協議会の事業

協議会の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡調整
- (2) 雇用管理の改善、事業の合理化及び新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化に関する企画、調査、相談、啓発、普及、宣伝及び情報の収集交換
- (3) 林業労働力の確保に顕著な功績をあげた者の表彰
- (4) 諸官庁その他に対する建議、請願、陳情
- (5) 図書その他印刷物等の作成配布
- (6) その他必要な事業

## 4. 会員及び会費

協議会の会員となれるものは次のとおり。

- (1) 林業労働力確保支援センター
- (2) 林業労働力確保支援センターの行う業務に密接な関係を有する林業団体の全国組織
- (3) 地方公共団体及びこの協議会の目的に賛同する前号に掲げる団体以外の団体

上記(1)及び(2)に定める会員は正会員、(3)に定める会員は賛助会員とする。

会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

## 5.役員

協議会の役員は、理事及び監事とし、理事15人以内、監事3人以内を総会において選任する。理事のうち、5分の3以上は正会員とする。

理事は、会長1名及び副会長1名を互選し、会長は、常任理事1名を指名する。

役員任期は、2年とする。

## 6.総会

総会の議決事項は、次のとおり。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 会費の賦課、徴収の方法及び徴収の時期
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他理事会が必要と認めた事項

毎年1回通常総会を開催するほか、必要に応じて臨時総会を招集する。

総会の定足数は、正会員の3分の2以上とし、出席した正会員の過半数の同意をもって決する。書面及び代理人によって議決権を行使できる。

## 8.理事会等

理事会は、総会の招集及び総会に付議すべき事項その他協議会の事業の運営に関する重要事項を決議する。また、会長が協議会の事業の運営上必要と認めるときは委員会等を設置できる。

## 9.会 計

協議会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

協議会の収入は、会費、寄付金、その他の収入とする。

以上

平成8年11月12日